

美濃加茂市マイナンバーカード出張申請サポート業務に係る公募型プロポーザルにおいて受付した質問への回答

	Q	A	備考
1	成果水準書 2 「業務の目的」 「公共施設や商業施設等において申請サポート窓口を開設」ですが平日の美濃加茂市役所内の申請デスクでの業務も可能ですか？	交付業務に用いるため不可とします。	
2	② 成果水準書 8-(5) 「再委託の禁止又は制限」 弊社社員に加え、人材派遣会社からのスタッフが業務を行う場合、この「再委託」にはあたらないとの認識で間違いはないでしょうか？	ケース1.受注者が人材派遣会社の登録社員を臨時職員として雇用し、業務に当たらせる場合は再委託に該当しません。  ケース2.受注者が人材派遣会社と委託契約を締結し、派遣された職員に業務に当たらせる場合は再委託に該当します。	ケース2.の場合は、事前に市の承諾が必要。 ※成果水準書8.(5)ただし書き参照。様式がは任意のものでよいが、受注者と再委託先、委託業務内容、委託期間等を記載すること。
3	実施要領 9-(1)-②④ 「A4サイズ」ですが「タテ型」の想定で良いでしょうか？	タテ型を想定しているが、ヨコ型も可とします。	
4	実施要領 11-(2)-③ 「(パソコン、ポインター、ケーブル等)は参加事業者が準備」ですがプロジェクター本体は市側にてご用意いただけますか？	プロジェクター本体は市で準備します。	
5	美濃加茂市広報、地区回覧板、防災行政無線、美濃加茂市公式LINEには、 申請イベント実施に際し、ご相談の上、情報掲載していただけますか？	広報紙、公式LINE及びメールサービスは市側で対応可能です。使用料は徴収しません。 広報紙への掲載は、切の都合により掲載不可の場合もあります。	回覧板、防災無線の使用は不可。 ※回覧板…広報紙と同様の内容は掲載できない。 ※防災無線…そもそも広報手段として想定されていない。
6	本事業は共同体での参加も可能でしょうか。 可能な場合、参加資格については共同体のすべてを満たしている必要があるか、または参加事業者のいずれかが満たしていればよいのでしょうか。	今回の業務委託の規模、内容等を勘案し、単体業者での参加のみを想定しているため、共同体での参加は不可とします。	